

(様式第1号)

☐ 会議録 ☒ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第3回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和7年6月16日(月) 午後1時30分～午後3時40分
場所	芦屋市役所東館3階大会議室1
出席者	委員 岡 絵理子、小池 志保子、松尾 薫 届出者 申請者等 事務局 谷崎課長、岡本課長補佐、桑原係員、脇係員、村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	☐ 公開 ----- ☐ 非公開 ☒ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 商業・公益・共同住宅（業平町 地内外）
 - イ 立体横断施設、自転車駐車場（業平町 地内外）
 - ウ 道路、交通広場（業平町 地内外）
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

- ア 商業・公益・共同住宅（業平町 地内外）
- 令和7年6月11日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。
- * 計画地は駅前に立地しているため、周囲のまちなみを把握し、計画が地域に与える影響を十分に考慮した上で計画を行うこと。特に北側は、電車や駅からの衆目性を考慮し、上質な芦屋の「顔」としてふさわしいものとなるよう十分に検討を行うこと。
 - * 敷地が東西に長く面として長大になるため、単調なデザインとならないよう分節や適切な素材及び色彩の選択等を行うことにより、ボリューム感を軽減させるよう配慮すること。とりわけ駅前空間を構成する北側においては、上質な空間を形成する工夫を凝らすとともに、南側においては住宅地に接することを意識し、景観上建物の裏側とならないよう配慮すること。また、北側壁面の色彩については、芦屋の景観色をふまえ、高明度低彩度を基本として計画すること。
 - * 1階店舗部分については、駅前の賑わいが感じられるよう建物としてデザインを行うとともに、舗装や照明についても駅前の公共道路部分と一体的に計画すること。

- * 建築物と屋外設備、緑を一体的に計画し、配置の工夫を行うとともに、人が緑を感じながら憩えるスペースを確保するよう検討すること。その際、舗装材やベンチなど外構構成要素の素材についても、建築物や公共道路部分との調和を図ること。
- * 植栽計画については、駅前空間を利用する人たちが緑を感じられるよう緑を配置するとともに、樹種の選択を工夫し、1年を通じて、通りにおける潤いを感じられるよう配慮すること。
- * 誘導サインについては、人流を検討し、適切な場所にわかりやすく品良く設置を行うよう配慮すること。また、建築物に付属する屋外広告物について、芦屋市屋外広告物条例の基準に適合するだけでなく、駅前の中心部分にふさわしい景観形成要素となるよう配置・意匠等を計画すること。
- * 建築物に付属する駐車場、駐輪場、ゴミ置場等の附属設備は道路から見えないよう工夫すること。

イ 立体横断施設、自転車駐車場（業平町 地内外）

令和7年6月11日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物、工作物、植栽、設備等の諸要素は周辺のまちなみと調和するように再度検討を行うこと。

ウ 道路、交通広場（業平町 地内外）

令和7年6月11日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 工作物、植栽、設備等の諸要素は周辺のまちなみと調和するように再度検討を行うこと。